

# 和歌山縣報

號 外

大正五年九月五日

## ○ 告 諭

### ○和歌山縣告諭第一號

虎列拉病は先般神奈川縣下に於て瀕船布哇丸にて發見し各府縣に病毒散蔓流行の兆あるに先ち來航の船舶檢疫を開始し及び旅客荷物の注意取締を嚴行し一面當該吏員をして衛生講話會を開催し或は豫防心得書を配付せしむる等種々の方法手段を盡し其の警戒をなさしめたるに依り各自に於ても亦大に注意する處ありしも縣地に最も密接の關係ある近府縣に該病勢益猖獗を極め多數の患者發生するに至り縣地に於ても亦不幸にして客月和歌山港にて帆船加納丸に該病患者發見以來海草郡鹽津港に於ても尙一名の患者を發見し引續き和歌山市内及び伊都郡橋本町に於ても突如として患者を發見し以來和歌山市並橋本町に於ける病勢猛烈にして續發の虞少なからず刻下最も危險の狀態なれば此際上下一致其の豫防實行に努力するを要す若し夫れ万一其の豫防の實行を怠る如き事あらば病毒忽ち四散瀰蔓し如何なる慘狀を呈するに至るやも計り難きに依り各自は尙一層互に相警戒し以て病毒發生地との交通、物品の授受は勿論病毒を媒介すべき多數の集合等は成るべく之を避け以て其の攝生を重じ及び飲食物並衣服に注意し自己の健康を保全すると共に邸宅内の清潔法を持續實行し易めて該病毒の發育を防止し萬一不幸にして其の病に罹り或は疑似症其の他の疾病に侵されたるときは直に醫師の診察を求め適切な治療を受ける等萬事遺憾なき様其の警戒を怠る勿れ

大正五年九月五日

和歌山縣知事 鹿子木 小五郎

大正五年九月五日印刷  
大正五年九月五日發行  
每月大曜日金曜日發行

和歌山縣知事官房

印刷所 和歌山市本町二丁目三番地  
江川 文七  
江川 昭太郎